



いちごいちえとちぎ国体 いちごいちえとちぎ大会



令和2(2020)年度いちごいちえダンスキャラバン隊業務委託仕様書

1 業務委託名

令和2(2020)年度いちごいちえダンスキャラバン隊業務委託

2 事業の目的

いちごいちえとちぎ国体・いちごいちえとちぎ大会(以下「両大会」という。)の成功に向け、両大会の開催を広く県民に周知するとともに、イメージソング「いちごいちえ」に合わせて振り付けた「いちごいちえダンス」を指導し、及び普及するため、県内の幼稚園・保育園・小学校・中学校等に「いちごいちえダンスキャラバン隊」を派遣し、県民総参加の実現に向けた開催機運の醸成を図る。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和3(2021)年3月31日(水)まで

4 委託業務内容

【いちごいちえダンスキャラバン隊のミッション】

- 子どもたち(幼児、児童、生徒等)に対し、両大会の趣旨、目的、実施競技などを、年齢等に応じわかりやすく伝える(説明する)こと。
- 子どもたちが「とちまるくん」と一緒に、楽しく・明るく・元気に「いちごいちえダンス」を踊ることができる会場作り・雰囲気作りをすること。
- いちごいちえダンスキャラバン隊派遣後においても、「いちごいちえダンス」が当該幼稚園、保育園、小・中学校等で継続的な取り組みとなるよう働きかけること。

次の(1)及び(2)並びに上記ミッションを達成できる内容とすること。

(1)両大会の説明及び「いちごいちえダンス」の指導・普及

2班体制で実施すること。

ア 1班当たりの実施回数

100回以上

イ 1班当たりの活動実施時間

1回あたり45～90分程度

ウ 訪問予定場所

①県内各市町の保育所、幼稚園、小・中学校等

②栃木県内のイベント会場やその他実行委員会事務局が募集した団体等

- エ 1班当たりの活動人数
 - ダンス指導員 2名
 - ダンス指導補助員 1名

(2) その他業務運営に係る事項

- ア 令和2(2020)年6月13日(土)から「いちご一会ダンスキャラバン隊」を派遣できるように、契約締結後、速やかに体制を整えるとともに、本業務を実施するに当たっては、限られた時間の中で効率よくダンスの指導が行えるよう、実行委員会事務局と密に協議、連絡調整等を行うこと。
- イ ダンスキャラバン隊の派遣先(学校等)との交渉、連絡調整等は、全て受託者が行い、円滑にダンスキャラバン隊の活動ができるようにすること。ただし、派遣先への希望調査と応募の受付までは、実行委員会事務局が行う。
- ウ 本業務におけるダンスキャラバン隊の移動は、実行委員会事務局が貸与するキャラバンカー(2台)を使用すること。ただし、キャラバンカーに係るガソリン代、ETC料金等については、受託者が負担すること。
- エ 本業務における必要な音響、映像装置等は、受託者が準備すること。
なお、音源のデータとダンス振付映像については、実行委員会事務局から提供するものを使用すること。
- オ 本業務を実施する際、ダンス指導員及びダンス指導補助員は、両大会広報用PRユニフォームを着用することとし、それらの物品の購入費用については、受託者が負担すること。なお、ユニフォームは両大会の愛称、両大会のマスコット「とちまるくん」を入れたものとする。
- カ 本業務を実施するに当たっては、事務局が製作した啓発グッズ等を使用、配布すること。

5 業務遂行体制

(1) 業務統括者(1名)

- ア 本業務を指揮する業務統括者を配置すること。なお、業務統括者は受託者と直接的な雇用関係がある者でなければならない。
- イ 両大会の開催意義、内容等を十分に理解するとともに、両大会の広報活動・県民運動における本業務の位置付けを理解した者であること。
- ウ いちご一会ダンスキャラバン隊の派遣先との交渉、連絡調整等を行い、円滑に業務を遂行すること。

(2) ダンス指導員(4名)

- ア ダンス指導員のうち1名を、ダンス指導員リーダーとして位置付けること。
- イ ダンス指導員は、両大会の趣旨、目的、実施競技などを、年齢等に応じ分かりやすく伝える(説明する)ことができるものであること。
- ウ ダンス指導員は、いちご一会ダンスの振付ポイントを分かりやすく説明(解説)

できるものであること。

エ ダンス指導員は、いちご一会ダンス及び両大会の基礎的な知識の習得のため、実行委員会事務局が実施する研修を受講すること。

(3) ダンス指導補助員（2名）

ア ダンス指導補助員は、ダンス指導員の活動を補助するとともに、両大会マスコット「とちまるくん」の着ぐるみを着用して活動すること。

イ ダンス指導補助員は、いちご一会ダンスキャラバン隊派遣に係る運転業務を行うものであること。

ウ ダンス指導補助員は、いちご一会ダンス及び「とちまるくん」着ぐるみ使用方法の習得のため、実行委員会事務局が実施する研修を受講すること。

なお、業務統括者以外の6名は、ダンス指導員とダンス指導補助員の両方の役割が担えるよう養成（研修）するものとし、派遣に際し、6名のうち誰がダンス指導員やダンス指導補助員を担うかについては、受託者が決定するものとする。

6 提出書類及び提出期限

受託者は、次の(1)～(5)の書類を作成し、それぞれの期限までに実行委員会事務局に提出しなければならない。

- (1) 業務管理責任者等届出書（契約締結後1週間以内）
- (2) 準備・検討計画表（契約締結後1週間以内）
- (3) 活動計画表（ダンスキャラバン隊活動日の1週間前）
- (4) 活動日誌（ダンスキャラバン隊活動日の翌日）
- (5) 月間活動報告書（翌月15日まで）
- (6) 業務実績報告書（業務委託期間終了後30日以内）

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

8 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、事務局に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 その他

本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。